

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

個人の人権に対する最大の侵害である暴力は、どのような形であっても、また、どのような理由があっても許されるものではありません。

特に、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス<sup>※1</sup>（以下、「DV」という。））は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、また、社会的地位や経済力の格差など男女が置かれてきた社会的・構造的な問題が背景となり、多くの場合、女性が被害者となっています。

そして、DVはその多くが家庭内で起こるため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートすることや、言動や態度による精神的な暴力のように外部からその発見が困難で、長期間にわたって顕在化しないことから被害が深刻化しやすいという特性があります。

また、DVと同時に同居している子どもへの虐待が行われている場合も多く、子どもの成長発達や人格形成に重大な影響を及ぼすことが懸念されており、DVと児童虐待が密接に関係することを踏まえ、令和2年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）と国の「基本方針」に、配偶者暴力相談支援センター<sup>※2</sup>等DV対応機関と児童相談所<sup>※3</sup>との相互連携に関する内容が含まれました。

DV対応と児童虐待対応の連携の他にも、通報や保護命令のあり方や加害者対策等新たに検討すべき課題も生じています。

加えて、近年、DV被害者のおかれている現状は、新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛や休業等の状況下など社会情勢も影響し複雑で多様化していることから、市町村、民間支援団体等関係する機関とより一層の連携強化が必要となっています。

DV防止法が完全施行されてから20年が経過しました。この間、本県では、女性サポートセンターのほか、男女共同参画センターや各健康福祉センターを配偶者暴力相談支援センターに位置付け、DV被害者が県内のどの地域においても身近な場所で支援を受けられるよう体制を整備してきました。

そして、DV防止法の改正等を踏まえ、平成18年3月に第1次基本計画、平成21年3月には第2次基本計画、平成24年3月には第3次基本計画、平成29年3月には第4次基本計画を策定し、様々な事業に取り組んでまいりました。これまでの取組の主な成果は次のとおりです。

※1 ドメスティック・バイオレンス（DV）の定義

DV防止法における被害者は、配偶者からの暴力を受けた者で、性別は問いません。配偶者には、事実婚も含み、また、離婚後（事実上の離婚を含む）も引き続き暴力を受ける場合も含まれます。

さらに、平成25年のDV防止法の改正により、生活の本拠を共にする交際相手（いわゆる同棲相手）からの暴力についても対象となりました。

生活の本拠を共にしていない交際相手からの暴力（デートDV）を受けた者については、DV防止法における「被害者」には含まれませんが、本計画においては、デートDVを受けた者を含めて「被害者」としています。

※2 配偶者暴力相談支援センター

DV防止法に基づき、DVを防止し被害者を保護するため、相談や一時保護、被害者の自立に向けた就業の促進や住宅の確保への支援等を行う機関です。なお、デートDVについても相談等に応じています。

県の女性サポートセンター、男女共同参画センター、13か所ある各健康福祉センターのほか、5市に設置されています。（資料編136ページに県内の配偶者暴力相談支援センターの一覧を掲載）

※3 児童相談所

児童相談所とは、18歳未満の児童に関するあらゆる問題について、児童や保護者などからの相談に応じ、児童の最善の利益を図るために、児童や保護者に最も適した援助や指導を行う行政機関です。

千葉県内には令和2年度末現在で、7か所（県所管：6か所、千葉市所管：1か所）の児童相談所が設置されています。

## 【これまでの取組の主な成果】

### （1）相談体制の充実

本県では、DV防止法の施行に先立ち、婦人相談所において24時間・365日の電話相談を開始しました。平成14年には女性センター（現・男女共同参画センター）を、平成16年には県内13か所の健康福祉センターを、配偶者暴力相談支援センターと位置付け、電話相談だけでなく県内各地域で面接相談にも対応できるよう相談体制の充実を図ってきました。

### （2）一時保護体制の強化

平成14年4月に婦人相談所を女性サポートセンターに改組して、中核的配偶者暴力相談支援センターとし、DV被害者の相談・保護・支援に取り組んできました。平成21年には同センターを新築しセキュリティの強化やバリアフリー化を図り、より安全安心な保護体制を確保しました。

### (3) DV職務関係者の資質向上

DV相談業務に従事する県、市町村及び関係団体の職員向けに「DV関係機関対応マニュアル」を作成・配布しています。また、定期的にこれらの職務関係者向けの研修会や地域ごとの事例検討会を実施することなどにより、相談担当職員の資質向上を図りました。

県及び市町村等職員、関係団体職員向けの定期的な研修会は、従来から行っている新任職員研修及び経験者（経験1年以上）研修に加え、専門性を高めるための研修として、自立支援のノウハウを学ぶ研修を実施しました。

また、令和2年度は、配偶者暴力相談支援センター新任DV専門相談員を対象とした研修に、DVに関する専門講師を迎えることとし、より実践に即した内容としました。

### (4) DV・デートDVの未然防止及び効果的な啓発の推進

DV被害者への相談窓口等の周知のため、関係機関にDV相談カードの設置やDV防止啓発リーフレット等の配布を依頼し、情報提供を行いました。

また、若者がDVや暴力等について考え、DVの被害者にも加害者にもならないように高等学校等においてDV予防セミナーを実施したほか、デートDVに関する正しい知識や相談窓口など、生徒に周知したい内容を簡潔にまとめたデートDV相談カードとデートDV防止啓発リーフレットを配布しました。

### (5) DV被害者の生活再建に向けた支援施策の充実

一時保護所入所中及び退所後の被害者に対して、裁判所や役所、不動産業者等へ行く際の同行や生活環境整備の支援等を行う生活再建支援事業の充実を図るとともに、DV被害者の自立に向け必要となる法律や就職等に関する情報を提供する講座を開催しました。

### (6) 市町村における支援体制の充実

県内の市町村では、令和2年度までの5年間に17市町村でDV防止法に基づくDV基本計画が策定され、2市で配偶者暴力相談支援センターが設置されました。

DV相談窓口は全ての市町村で設置されていましたが、住民に身近な市町村におけるDV被害者の支援体制の充実を図るため、第4次計画では、全ての市町村の計画策定と11市の配偶者暴力相談支援センター設置を目標に掲げ、市町村へ働きかけと支援を行った結果、令和2年度末現在、計画策定済みは45市町村、配偶者暴力相談支援センター設置は5市となっています。

これまでの主な成果は以上のとおりですが、依然として次のような課題があるため、課題解決に向け、本計画期間中に目指すべき目標を設定しました。

## 【課題及び基本目標】

### (1) 効果的な広報啓発及びDV・デートDVの未然防止

令和3年3月に公表された内閣府の調査によると、女性の約4人に1人が配偶者からのDV被害経験があり、被害を受けた女性の約5人に1人は命の危険を感じています。また、男性は約5人に1人が配偶者からのDV被害経験があり、被害を受けた男性の約20人に1人は命の危険を感じています。

本県の「DVに対する県民意識について」のインターネットアンケート調査（令和2年度実施）では、警察・市町村以外の相談窓口を知っている人は半数に満たない状況であり、約7割の人がメディアを利用した積極的な広報啓発活動が必要と回答しており、約8割の人が児童に対する予防教育を必要と感じていました。

また、「デートDVに関する大学生意識等調査」（令和2年度実施）においても、半数以上の大学生が相談窓口を知らないと答えており、学生を対象とした予防教育を必要と感じている人は約8割います。

そのため、今後も、DVに関する正しい理解を深めるため、若年層を対象とした予防教育の充実を図るとともに、多様な広報媒体を活用し、意識啓発や相談窓口の周知等に取り組む必要があります。

→基本目標「DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進」

### (2) DV被害者の自立に向けた支援施策の充実

DV被害者の自立には、生活資金の確保や離婚、就職など早急に対応が必要な問題や、被害者や家族の心身の健康管理、育児、子どもの教育など、生活を営んでいく上での様々な問題を解決しなければなりません。

また、被害者からは、住宅確保・就労支援などの要望や、精神的なケアを求める声が多く寄せられています。

そのため、DV被害者の自立に向けて、切れ目のない支援をきめ細かく行えるよう、県及び市町村職員等の資質向上を図るとともに、自立に当たり被害者が必要とする各種制度の情報を適切に提供し、制度の活用への支援を行うなどの取組を進めていく必要があります。

→基本目標「安全で安心できる相談・一時保護体制の充実と被害者の自立に向けた支援」

### (3) DV対応部門と児童虐待対応部門等の連携強化

近年、DVと児童虐待が密接な関係にあることが注目されています。加害者からの暴力は被害者のみならず子どもにも向くことがあります。加害者からの暴力の結果、被害者は子どもを守ることができないこともあり、時には被害者も子どもに虐待を行ってしまうこともあります。

また、家庭内で配偶者に対する暴力を行うことは子どもに著しい心理的外傷を与え、心理的虐待として児童虐待に当たるとされています。DV対応部門は、DVは子どもの健全な成長を阻害する要因であることに留意して支援することが必要です。

DV被害者は児童虐待のみならず、生活困窮、障害等様々な困難を抱えていることも多い

ため、親子が安心して生活できるよう、DV対応部門と児童虐待対応部門、生活困窮や障害等への支援機関が相互に連携を深め、継続的に支援していくことが必要です。

**→基本目標「子どもの安全確保と支援」**

**(4) 住民に身近な市町村におけるDV対策の強化**

国の基本方針では、市町村は被害者に最も身近な行政主体として、緊急時における安全確保や自立に向けた継続的な支援などに積極的に取り組むことが求められています。

また、DV防止法では、基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置を市町村の努力義務として規定しています。

DVの防止から相談、一時保護、生活再建等多くの段階にわたり、地域に根差したきめ細やかな支援を行うためには、県はもちろんのこと、生活保護や各種手当の申請など、市町村の支援が不可欠であり、また、地域での継続的見守りが必要となっています。

また、近年、市町村へのDV相談件数が増加しており、市町村の役割がますます重要となっています。

そのため、市町村に対して、基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置を働き掛けていくとともに、被害者の支援のための様々な取組に対し支援するなど、市町村におけるDV対策を一層促進する必要があります。

**→基本目標「市町村におけるDV対策の促進」**

**(5) 切れ目のない支援のための職務関係者の資質向上**

DV被害者の自立のためには、生活を営んでいく上での様々な問題を解決していかなければならず、その支援を行うためには、被害者が利用可能な各種制度等の情報を提供していく必要があります。

そのため、県や市町村、民間DV被害者支援団体等のDV職務担当者を対象に、被害者支援に係る専門知識が習得できる研修を開催するとともに、各種会議の中で事例検討等を行うことにより、担当職員の資質向上を図ります。

**→基本目標「被害者支援のための体制強化」**

**2 計画の位置付け**

- DV防止法第2条の3第1項の規定及び国の基本方針に基づく基本計画です。
- 第5次千葉県男女共同参画計画<sup>※1</sup>、千葉県子どもを虐待から守る基本計画<sup>※2</sup>との整合性を図った計画とします。

**3 計画の期間**

計画の期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

## 4 計画をすすめていく上での重要な視点

- 暴力を受けた被害者の本来持っている力を信頼し、その回復を支えるとともに、施策の決定や個別の事案の対応に当たっては、DV被害者の声を反映し、DV被害者の視点から進めることが重要です。
- 県がこれまで関係機関と作り上げてきたネットワークを活用しながら、市町村や民間支援団体等がそれぞれの役割を發揮し、連携を図っていくことが重要です。
- DVのほか、高齢者や障害者、子どもへ向けられた暴力、性暴力、ストーカー、人身取引なども含め、誰もが安心、安全に生活できる社会の実現を目指すことが重要です。

### ※1 第5次千葉県男女共同参画計画（令和3年3月策定）

- 「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画であり、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画としても位置付けています。
- 「男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉の実現を目指します」を目標とし、本県における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。
- この計画では、7つの重点的取組の一つとして「DV・児童虐待（しつけと称する体罰含）等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援」を掲げています。

### ※2 千葉県子どもを虐待から守る基本計画（令和2年6月策定）

- 「千葉県子どもを虐待から守る条例」第11条に基づき、児童虐待防止対策を体系的にまとめた基本的かつ総合的な計画です。
- この計画では、第2章「児童虐待の防止に向けた取組」の中で「DV対策との連携の強化」を掲げています。

## 5 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）とは、2015年の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

本計画に関連している目標は、下記のとおりです。

ゴール3：「すべての人に健康と福祉を」

あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進すること等が掲げられています。

ゴール5：「ジェンダー平等の実現」

すべての女性・女兒に対するあらゆる形態の暴力を排除していくこと等が掲げられています。

ゴール 10 : 「人や国の不平等をなくそう」

性別や人種等に関わらず、社会的、経済的な平等を目指すこと等が掲げられています。

ゴール 16 : 「平和と公正をすべての人に」

あらゆる形態の暴力の根絶や子どもに対する虐待や搾取等、暴力の撲滅を目指すこと等が掲げられています。

以上から、本計画をすすめるにあたってジェンダー平等及びジェンダー、暴力の防止の視点を反映し、SDGsの達成に向けた包括的な取組に貢献していきます。

### <SDGsとは>

「SDGs」とは、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals)のことで、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年から令和12年(2030年)までの国際目標である。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さない(leave no one behind)ことを誓っている。

国のSDGs推進本部が令和元年に決定した「SDGs実施指針改訂版」では、地方自治体の様々な計画にSDGsの要素を反映すること等が期待されている。



資料：国連が作成したSDGsロゴ